

中津高等学校 定時制 いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校姿勢

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことであるという意識を育成する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・いじめの解決については、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・学校は『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ等の取組を行う。
- ・いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ・発達障がいを含む、障害のある児童生徒
 - ・外国につながる生徒
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
 - ・被災生徒
- ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を年に複数回開催する。
- ・校長が先頭に立った組織対応により、被害を訴えている生徒及び保護者の信頼を確保する。
- ・何気ない言葉に敏感に反応してしまう生徒もいるので、注意深く見守り、様子の変化を察知した時

は早期に対応する。

- ・心ない言葉が深刻ないじめとなり得ることを生徒に対して充分周知する。
- ・部活動内のいじめ事案であっても早期に情報共有し、学校としての組織対応を実施する。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ未然防止等の対策のための組織

[組織の名称]

いじめ防止等対策委員会

[組織の構成員]

- ・学校関係者（校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当）
- ・弁護士
- ・外部専門家（臨床心理士）
- ・保護者代表、地域代表（学校評議員が兼ねることができる）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止等対策委員会を組織する。
- ・年2回いじめ対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（P D C Aサイクル）

(2) 具体的取組

教育活動全体を通じて、自己有用感や自己肯定感を育み、自他を尊重し思いやることのできる生徒を育てる。

[わかる授業作りを柱とした学校全体の取組]

- ・すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、授業改善に取り組む。自ら発言したり、他の生徒の考えを聞いたりする中で自他を尊重する心を育て、コミュニケーション能力を育む。
- ・毎日、職員連絡会を行って生徒の様子について交流し、情報を共有して組織で対応する。
- ・授業規律の確立を図り、安心でき、落ち着いて学習に取り組むことのできる環境を作る。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る。

[互いを認め合える人間関係・学校風土]

- ・入学時、文集「星しるべ」や生徒生活体験発表の作品を読み、定時制に通う先輩たちの思いを知る。
- ・生徒生活体験発表会への取り組みを通じて、相互理解を図る。
- ・学校祭の各ホームルームの取組を通じて、クラスの絆を強める。
- ・人権教育行事（11月）で人権や互いを尊重する心を養う。

[早期発見のための手立て（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）]

- ・気になる言動（遊びやふざけ）があった場合、翌日の職員連絡会で、全職員で情報を共有する。
- ・年間3回「校内迷惑調査生活実態調査」を実施し状況を把握する。
- ・生徒が気軽に相談できる教育相談体制を整える。
- ・定期的な個人懇談、家庭訪問（4月）、教育相談週間（6・10・2月）、三者懇談（7月）、二者懇談（12月）等を通して、生徒や保護者から情報を入手する。
- ・登下校指導や保健室の様子の情報交流、家庭との連携などを通じて生徒の変化を見逃さない体制を作る。
- ・学校外の相談窓口の周知を図る。（「24時間いじめ相談ダイヤル」など）

(3) 学校いじめ防止プログラム

| 月 | 行 事 | 取組内容と目的 |
|----|--|--|
| 4 | 入学式・始業式 第1回校内いじめ防止職員研修 家庭訪問（全校） | <ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、内容を生徒、保護者、関係機関等に説明 いじめ防止の年間の取組について検討 学校の方針と具体的対応の確認 生徒の生活状況や保護者の意識の確認 |
| 5 | 第2回校内いじめ防止職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい等、生徒理解についての研修 |
| 6 | 教育相談週間 校内生活体験作文発表 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒の生活状況や問題意識等の確認 生徒の相互理解を図る |
| 7 | 第1回いじめ防止等対策委員会 第1回校内迷惑調査（全校） 第1回県いじめ調査（4～7月） 三者懇談 第3回校内いじめ防止職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ、迷惑に関する調査（全校） 第1回県いじめ調査（4～7月） 家庭生活の状況確認 学級担任の教育相談 |
| 8 | | |
| 9 | 学校祭 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒の相互理解を図る |
| 10 | | |
| 11 | 教育相談週間 人権教育行事 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒の生活状況や問題意識等の確認 人権意識を高める |
| 12 | 第2回校内迷惑調査（全校） 第2回県いじめ調査（8～12月） 二者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ、迷惑に関する調査（全校） 第2回県いじめ調査（8～12月） 生徒の生活状況や問題意識等の確認 |
| 1 | | |
| 2 | 第2回いじめ防止等対策委員会 第3回校内迷惑調査（1～3年） 教育相談週間（1～3年） 第4回校内いじめ防止職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 いじめ、迷惑に関する調査（1～3年） 生徒の生活状況や問題意識等の確認（1～3年） 年間のまとめ・生徒理解 |
| 3 | 第3回県いじめ調査（1～3月） | <ul style="list-style-type: none"> 第3回県いじめ調査（1～3月） |

※ 生徒の情報交換は毎日の職員打ち合わせ会にて実施。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[対応組織]

- いじめ防止等対策委員会による対応
- ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する

[対応順序]

- 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- 判断材料が不足しているときにはさらに調査
- 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- 加害生徒の指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）

- ・ 県教委への連絡と経過説明（校長が責任を持って報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

[指導上の注意]

- ・ 速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ・ いじめを見ていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせるような機会を与える。
- ・ ネット上のいじめに関しては県と相談しながら対応。外部の専門機関とも連携する。
- ・ 暴力を伴ういじめは、まず止める。その後「委員会」の担当者に報告。
- ・ 一方的・一面的な解釈で対処しない。
- ・ プライバシーを守る。
- ・ 迅速に保護者に連絡する。
- ・ 教育的配慮のもとでのケアや指導を行う。
- ・ 組織として対応する。

[いじめ解消の定義]

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。この場合、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認する。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ直ちに報告する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には県と連絡を取った上、警察に相談する。なおその際被害者・保護者の意向をよく聞く。
- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ いじめ防止等対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。
 ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性中立性の保持に努める。
 ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を

受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4. 情報等の取扱い

資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と並び保存期間を卒業後5年とする。

平成26年 4月1日 施行
平成28年 4月1日 改正
平成28年 9月1日 改正
平成29年 9月1日 改正
平成29年11月1日 改正
平成30年10月16日改正
令和 元年 7月 1日改正
令和 2年 2月13日改正
令和 3年 4月 1日改正

